

母子家庭雇用促進チームの開催について

1 開催趣旨

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律の成立を踏まえ、母子家庭の就業支援策を着実かつ効果的に実施し、母子家庭の雇用が促進されるよう、必要な企画及び調整を行うため、厚生労働省内において母子家庭雇用促進チーム（以下、「チーム」という。）を開催する。

2 検討事項

改正母子及び寡婦福祉法に基づく就業支援策等を着実かつ効果的に実施するための具体的対応について検討を行う。

- (1) 母子家庭のための職場開発
- (2) 母子家庭の雇入れ促進

3 構成等

- (1) チームの構成は別紙のとおりとし、ワーキンググループとして、母子家庭のための職場開発WG（仮称）、母子家庭の雇入れ促進WG（仮称）を開催する。
- (2) チームは、WGの作業の進捗状況に応じて、必要に応じて開催する。
- (3) チームの庶務は雇用均等・児童家庭局家庭福祉課で処理する。

母子家庭雇用促進チーム

	部 局 名	役 職 名
座 長	雇用均等・児童家庭局	審議官
メンバー	大臣官房	人事課長 地方課長
	健康局国立病院部	企画課長
	労働基準局	総務課長
	職業安定局	雇用開発課長
	職業能力開発局	特別訓練対策室長
	雇用均等・児童家庭局	総務課長 家庭福祉課長
	社会・援護局	総務課長
	社会・援護局障害保健福祉部	企画課長
	老健局	総務課長
	社会保険庁総務部	総務課長

母子家庭の母の就業の支援に関する 特別措置法（案）について

1 趣旨

- 現在、我が国の経済情勢は非常に厳しく、母子家庭の母は、就業面で一層不利な状況。また母子家庭の平均年収は著しく低く、生活は厳しい。
- 昨年の法改正により、児童扶養手当の支給は、受給開始から5年後に減額されることとなった。
- こうした状況の下、母子家庭の母の就業を確保することが従前に増して強く求められている。

2 法案の概要

- (1) 昨年成立した母子及び寡婦福祉法に基づく国の基本方針や都道府県等の自立促進計画において、就業支援に関し、特別に配慮。
- (2) 就業支援策に関する国会への報告。
- (3) 母子福祉資金貸付金の貸付けにおいて就業促進に向けて特別に配慮。
- (4) 民間事業者に対して、国から就業促進の協力を要請。
- (5) 国は、母子福祉団体等の受注機会が増大するよう配慮。
- (6) 地方公共団体も(4)及び(5)の国の施策に準じて、就業促進施策に努める。

3 平成20年3月末までの時限立法。

母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法（案）について

一 趣旨

現在、我が国の経済情勢は非常に厳しく、子育てと生計の維持を一人で担わなければならない母子家庭の母は、就業面で一層不利な状況に置かれている。また、母子家庭の平均年収は、一人当たりで見ても一般世帯に比べて著しく低い水準にあるなど、その生活は厳しい。

母子家庭の母については、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策といった総合的な自立支援策を実施するために、昨年11月に母子及び寡婦福祉法などの関連法律が改正されたが、あわせて、本年4月1日に施行された改正児童扶養手当法によって、支給開始から一定期間を経過した場合等における母子家庭の母に対する児童扶養手当の一部減額措置が導入されたところであり、その就業を確保することが従前に増して強く求められている。

こうした状況に対処するため、母子家庭の母の就業支援について特別の立法措置を講じ、母子家庭の福祉を図るものとする。

二 概要

1 母子家庭の母の就業支援策の充実

- (1) 厚生労働大臣は、平成20年3月末までの期間（以下「対象期間」という。）に係る母子及び寡婦福祉法の基本方針については、母子家庭の母の就業に関する状況を踏まえ、その就業の支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないものとする。
- (2) 厚生労働大臣及び関係行政機関の長は、基本方針において母子家庭の母の就業の支援に関して講じようとする施策の充実が図られるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。
- (3) 母子及び寡婦福祉法の自立促進計画を策定する都道府県等は、対象期間に係る自立促進計画については、基本方針に即し、母子家庭の母の就業の支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないものとする。

2 国会に対する報告等

政府は、国会に対し、対象期間に係る各年度における母子家庭の母の就業の支援に関して講じようとする施策を明らかにした文書を提出するとともに、その実施状況を報告しなければならないものとする。

3 母子福祉資金貸付金の貸付けに関する特別の配慮

政府は、対象期間に係る母子福祉資金貸付金の貸付けについて、母子家庭の母の就業が促進されるように特別の配慮をして、貸付条件に関する政令を定めなければならないものとする。

4 民間事業者に対する協力の要請

国は、民間事業者に対し、母子家庭の母の就業の促進を図るために必要な協力を求めるように努めるものとする。

5 母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮

国は、母子家庭の母の就業の促進を図るため、母子福祉団体その他母子家庭の母の福祉を増進することを主たる目的とする社会福祉法人、民法法人又は特定非営利活動法人であって、その受注に係る業務を行う者が主として母子家庭の母であるものの受注の機会の増大が図られるように配慮するものとする。この場合において、国の物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な使用に留意するものとする。

6 地方公共団体の施策

地方公共団体は、4及び5に基づく国の施策に準じて、母子家庭の母の就業の促進を図るために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

7 法律の失効

この法律は、平成20年3月末でその効力を失うものとする。

母子家庭及び寡婦等施策に係る基本方針案について（概要）

- 先般の臨時国会で改正された、母子及び寡婦福祉法第11条に基づき、国は母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（基本方針）を策定することとなっている。
- 国の基本方針は、国が講ずべき措置や地方公共団体が講ずべき措置に対する支援、及び地方公共団体の策定する、母子家庭及び寡婦自立促進計画（自立促進計画）の指針を示すもの。
- 国の基本方針と地方公共団体の策定する自立促進計画があいまって、改正法に基づき実施する「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費確保策」、「経済的支援策」等の総合的な母子家庭等対策が、実際に密接な連携を図って効果的に実施されることが期待される。

はじめに

1. 方針のねらい

（母子家庭等施策の必要性、母子寡婦福祉対策の見直しと国の基本方針等）

（本基本方針は、母子家庭、父子家庭及び寡婦を対象とするもの）

2. 方針の対象期間（平成15年度から平成19年度までの5年間）

第1 母子家庭及び寡婦等の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

（離婚件数の推移等、世帯数等の推移、年齢階級別状況等、住居の状況、就業状況、収入状況、養育費の取得状況、子どもの状況等、その他、まとめ）

第2 母子家庭及び寡婦等の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

1. 今後実施する母子家庭等施策の基本的な方向性

(1) 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携

(2) 相談機能の強化（総合的な相談窓口としての母子自立支援員等の機能強化）

※ 母子寡婦福祉法の改正により、①母子相談員が母子自立支援員と名称が改められ、②配置が市等にまで拡大され、③業務が職業能力の向上と求職活動に関する支援が追加された。

(3) 福祉と雇用の連携

2. 実施する各施策の基本目標

3. 母子家庭等の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

(1) 国が講ずべき措置

- 1) 公共職業安定所における就業あっせん
- 2) 特定求職者雇用開発助成金の活用
- 3) 試行雇用を通じた早期就職の促進

4) 厚生労働省関係機関等における母子家庭の母の雇用の促進

※ 厚生労働省本省や外局、関係機関において、母子家庭の母の雇入れを促進するように努めるとともに、社会福祉関係団体、公益法人等関係団体に対して雇入れの要請を行う。

- 5) 事業主に対する母子家庭の母の雇用に関する啓発活動の推進
- 6) 都道府県及び市町村、企業等における母子家庭の母の雇用に関する好事例の周知
- 7) 母子家庭に対する生活の場の整備
- 8) 扶養義務の履行を確保するための施策の在り方についての検討
- 9) 効果的な母子家庭等施策を展開するための実態把握・研究、及びモデル事業等の推進

(2) 都道府県及び市町村が講ずべき措置に対する支援

1) 子育て支援、生活の場の整備

- ア 保育所優先入所の推進等
- イ 放課後児童クラブの優先的利用の推進
- ウ 母子生活支援施設の整備・機能の拡充
- エ 公営住宅の積極的活用の推進（優先入居の推進など）等
- オ 母子家庭等日常生活支援事業の実施
- カ 子育て短期支援事業の実施
- キ ひとり親家庭生活支援事業の実施

2) 就業支援策

ア 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施・連携

※ 都道府県・政令市・中核市において、就業相談、就業支援講習会の実施、就職情報の提供など一貫した就業支援サービス等を行う

イ より良い就業に向けた能力の開発（自立支援教育訓練給付、母子家庭高等技能訓練促進費の活用）

※ 自立支援教育訓練給付：職業能力の開発のための講座を受講した場合の受講料の補助
母子家庭高等技能訓練促進費：介護福祉士など就職に有利な資格取得を行う場合の生活費支援

ウ 母子家庭等の状況に応じた就業あっせん

エ 所得の増大に結びつく就業機会創出のための支援 (特定事業推進モデル事業の実施)

※ 就業機会創出の可能性の高い先駆的な事業を促進するためのモデル事業

オ 母子家庭の母の雇用に関する啓発活動・情報提供

カ 母子寡婦団体、NPO法人等に対する支援

3) 養育費の確保策

ア 広報・啓発活動の推進

イ 相談制度の拡充

ウ 情報提供

4) 経済的支援策

ア 母子寡婦福祉貸付金に関する情報提供、適正な貸付業務の実施

イ 児童扶養手当に関する情報提供、適正な給付業務の実施

ウ 児童扶養手当窓口における相談、情報提供など適切な自立支援の実施

(3) 基本方針の評価と見直し

(4) 関係者等からの意見聴取

(5) その他

1) 母子寡婦福祉団体等に対する適切な支援と十分な連携

2) 効果的な施策の在り方について研究・検討

3) 職員の資質向上のための研修等の実施

第3 都道府県、市等が策定する母子家庭及び寡婦等自立促進計画の指針となるべき基本的事項

1. 手続についての指針

(1) 計画の期間

(2) 計画策定前の手続

(3) 基本計画の評価と次期計画の策定

2. 計画に盛り込むべき施策についての指針

(1) 母子家庭等の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

(2) 母子家庭等の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

(3) 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項